

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

箕面市

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。

※本参考様式は、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について（依頼）」（令和6年12月27日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）の別添でお示しした、量の見込み及び確保方策に関する代用計画の様式と統合して活用いただくことも可能です。